

民設民営による認可保育所

整備・運営事業者募集要項

平成30年1月

足立区教育委員会 子ども家庭部

# 目 次

1 公募の趣旨.....	1
2 募集対象地域・箇所数.....	1
3 募集施設及び規模等.....	1
4 応募資格.....	2
5 土地・建物について.....	4
6 施設整備及び運営に関する基本的事項.....	5
7 公募・審査の流れ(予定).....	10
8 応募事前相談シートの提出.....	10
9 質疑及び回答.....	11
10 申請書類の提出.....	12
11 候補者の選定方法.....	15
12 その他.....	17
13 問い合わせ先及び書類の提出先.....	17

## 【添付様式等】

応募事前相談シート.....	別紙 1
質問票.....	別紙 2
民設民営による認可保育所整備・運営事業者申請書.....	別紙 3
提案内容概略.....	別紙 4
保育所の運営に関する提案書の作成について.....	別紙 5
収支計画書、収支(損益)予算書、返済(償還)計画の作成について.....	別紙 6
副本の作成について.....	別紙 7

## 1 公募の趣旨

足立区では、足立区待機児童解消アクション・プランに基づき、待機児童の解消に向け、保育施設の整備により受け入れ定員増を進めております。

本公募は、自ら認可保育所を整備し、平成31年4月1日までに開設・運営していただくものであり、土地・建物についても事業者にてご用意いただきます。

なお、開設・運営事業者候補者（以下、「候補者」という。）は、事業者からの具体的な提案を募集し、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会（以下、「審査会」という。）において、プロポーザル方式により選定します。

## 2 募集対象地域・箇所数

	地域（町丁目）	箇所数
	千住地域 （柳原一・二丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一・二丁目、千住関屋町、千住一～五丁目、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町、千住大川町、千住寿町、千住中居町、千住宮元町、千住柳町、千住龍田町、千住元町、千住桜木一・二丁目、千住緑町一～三丁目） 千住大橋駅までの距離を重視する。	募集は締め切りました
	江北・扇地域 （江北一～五丁目、扇二丁目）	1 箇所
	高野駅東地域 （扇一・三丁目、興野二丁目） 扇一丁目は都市計画道路の補助街路136号以北	募集は締め切りました
	梅島地域 （梅島一～三丁目）	
	北綾瀬駅周辺地域 （綾瀬六・七丁目、加平一丁目、谷中一・二丁目、東和五丁目）	
	大谷田地域 （大谷田三～五丁目）	1 箇所
	北綾瀬駅北側地域 （加平二・三丁目、北加平町、谷中三～五丁目）	募集は締め切りました

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可・届出の対象となる営業施設から半径100m以内の場所は原則対象外とします。ただし、対象施設から保育所設置について同意等を得ている場合はこの限りではありません。

## 3 募集施設及び規模等

本事業は、自ら認可保育所を整備し、平成31年4月1日までに開設・運営していただくものであり、土地・建物についても事業者にてご用意いただきます。

（1）整備施設及び規模等（ **全ての募集地域に共通です。**）

施設種別	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める認可保育所（私立）
開設年月日	平成31年4月1日までに開設することとし、開設時期は足立区と協議の

	うえ決定する。	
定員	60名以上120名程度で実現可能な定員（0歳児から5歳児まで） 【年齢別定員設定にあたっての条件】 ・0歳児定員を6名以上、1歳児の定員を10名以上設けること。 ・在園児全員が持ち上がり可能な定員設定とすること。 年齢別定員の設定にあたっては、事前に足立区と協議すること。 1歳児からの定員設定（0歳児保育を行わない）も可とする。その場合は1歳児定員を12名以上設け、在園児全員が持ち上がり可能な定員設定とすること。	
開所日	月曜日から土曜日（休日・年末年始を除く）	
開所時間	基本開所時間 （コアタイム）	午前7時30分～午後6時30分（11時間） （午前8時30分～午後4時30分（8時間））
	延長保育時間	午前7時～午前7時30分（30分延長） 午後6時30分～午後8時30分（2時間延長）
実施していた だく特別保育 事業等	（1）産休明け保育 0歳児保育を行う場合のみ （2）延長保育 （3）年末保育 （4）発達支援児保育 （5）乳幼児すこやか相談の実施	

## （2）その他

認可保育所の整備に関しては、事業者はそれぞれ関係する法令の規定に基づく施設基準を満たすとともに、「6 施設整備及び運営に関する基本的事項」に規定する条件を満たすことが必要です。

## 4 応募資格

- （1）応募締切日時点で、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園を1年以上、若しくは東京都認証保育所を3年以上運営している法人であること。
- （2）児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した保育所運営ができること。
- （3）社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令及び足立区の指導を遵守できること。
- （4）社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、保育所を運営するために必要な経済的基礎があることとし、応募締切日時点で次のアイウの要件をすべて満たすこと。ただし、保育所を運営するために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与を受ける場合はイ及びウを満たすこと。
  - ア 保育所の用に供する土地又は建物について貸与を受ける場合は、次の（ア）から（エ）の要件をすべて満たすこと。
    - （ア）貸与を受ける土地又は建物について、原則として、地上権又は賃借権を設定し、これを登記できること。ただし、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合や貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などは、登記を行わないこととしても差し支えない。
    - （イ）賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
    - （ウ）賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、これとは別に原則として、1年間の賃借料相当額と1000万円（1

年間の賃借料相当額が1000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

ただし、の額については、これまでの運営実績等から安定的な事業経営が可能と認められる場合には、1/2を下回らない範囲での減額が認められる場合がある。

（エ）賃借料及びその財源を収支予算書に適正に計上すること。

イ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。（上記ア（ウ）の資金とは別に保有していること）

ウ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む応募者全体の財務内容について、債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっており、また、3年以上連続して損失を計上していないこと。

（5）児童福祉法第34条の15第3項第4号イからルに該当しないこと及び次のアからクのいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。

イ 代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ウ 法人又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 法人又はその代表者が、児童福祉事業を行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。但し、法規違反の認定より3か月以内に改善されるなど改善意欲が確実に認められる場合は、審査会の意見を付して区長決定により、応募資格のない期間を「1年以上」まで短縮することができるものとする。

オ 法人又はその代表者が、指定暴力団の構成員でないこと（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと）のほか、児童福祉施設の管理運営者としてふさわしくない者でないこと。

カ 法人又はその代表者が、法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、区市町村民税等の税金を滞納していないこと。

キ 破産法、若しくは民事再生法の適用を受けているもの又は受けようとしているものでないこと。

ク 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しないものであること。

（6）本要項「6 施設整備及び運営に関する基本的事項（4）運営に関する条件」をはじめとする、足立区の指示・指導に誠実に従える法人であること。

（7）事業遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、安定的な運営ができること。

（8）保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）の関係通知において認可できる見込みがあること。

- ( 9 ) 本要項に定めるもののほか、児童福祉法、子ども・子育て支援法・同施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令、厚生労働省の通知通達、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 43 号）・同条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 47 号）、保育所設置認可等事務取扱要綱、建築基準法、バリアフリー条例等の建築関係法令、足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、足立区保育扶助要綱、足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱の基準を満たすこと。
- 応募後、上記事項を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とする。また、本公募時点から保育所開設までの間に上記法令等が改正された場合は、改正後の法令等の基準を満たすこととする。

## 5 土地・建物について

保育所用の土地・建物については応募者で用意すること。

- ( 1 ) 提案物件が土地の場合には、以下のア～キの要件を満たすものであること。
- ア 敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されていることなど、保育所としての安全性が担保される土地であること。
- イ 原則として、隣地・道路との境界が確定している土地であること。
- ウ 抵当権等の保育所整備に支障となるものが、設定されていない又は区が指定する期日までに抹消できる土地であること。
- 定期借地権設定契約をもとに公正証書を作成し、当該物件の引き渡し後に、抵当権等が設定・登記される場合についてはこの限りでない。ただし、根抵当が設定・登記される場合は提案対象とならない。
- エ 今後取得又は貸与を受ける予定の場合は、必ず保育所として使用することができることを証明する資料（売主又は貸主と交わした覚書等）を提出することができること。
- オ 貸与を受ける場合は、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日児発第 732 号）及び「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号）を遵守すること。
- カ 次の規定・通知等に定める建物、設備の基準に適合する物件（改修により適合できる場合を含む）を確保することができること。
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）  
保育所設置認可等事務取扱要綱（平成 10 年 3 月 31 日 9 福子推第 1047 号）  
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 43 号）  
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 47 号）
- キ 「3 募集施設及び規模等（1）整備施設及び規模等」に示した開設年月日までに建物が確実に完成し、かつ保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）等の通知により認可される見込みであること。

(2) 提案物件が建物の場合には、以下のア～クの要件を満たすこと。

ア 敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されていることなど、保育所としての安全性が担保された建物であること。

イ 建築確認申請書、建築確認済証及び検査済証（検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書）等の提出が可能で、かつ建築基準法による保育所への用途変更が確実にできるものであること。

ウ 新耐震基準（昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること）を満たしていること。

エ 次の規定・通知等に定める建物、設備の基準に適合する物件（改修により適合できる場合を含む）であること。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）

保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日9福子推第1047号）

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）

オ 抵当権等の保育所整備に支障となるものが、設定されていない又は区が指定する期日までに抹消できる建物であること。

賃貸借契約を締結し、当該物件の引き渡し後に、抵当権等が設定・登記される場合についてはこの限りにない。ただし、根抵当が設定・登記される場合は提案対象とならない。

土地について抵当権（根抵当は除く）が設定・登記されている、もしくはされる場合は、提案対象となる建物として取り扱うが、土地の抵当権が実行され保育施設を閉鎖しなければならない可能性があり、安定的・継続的な運営が望めないと判断される場合があることを理解した上で応募すること。

カ 今後取得又は貸与を受ける予定の場合は、必ず保育所として使用することができることを証明する資料（売主又は貸主と交わした覚書等）を提出することができること。

キ 貸与を受ける場合は、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日児発第732号）及び「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号）を遵守すること。

ク 新規保育所であり、既存保育施設からの移行でないこと。

## 6 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設整備及び運営に際しては、該当する以下の法令等及び条件を遵守することを前提とし、足立区と協議を行うとともに、足立区から指導があった場合には、これに従うこと。

施設整備費補助制度を利用する場合には、別途補助協議を必要とし、保育所等整備交付金交付要綱、安心こども基金管理運営要領、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、もしくは類似する他の補助交付金制度の補助対象となる場合に限り補助

する。

なお、補助金額は、足立区私立保育園施設整備費補助要綱に定める金額となることから、資金計画を作成する際は留意すること。

### (1) 遵守すべき法令等

- ア 児童福祉法
- イ 子ども・子育て支援法
- ウ 子ども・子育て支援法施行規則
- エ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
- オ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年雇児発第0905第5号）
- カ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）
- キ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）
- ク 東京都保育所設備・運営基準解説
- ケ 東京都「保育所設置認可等事務取扱要綱」(平成10年3月31日付9福子推第1047号)
- コ 建築基準法及び関係法令
- サ 消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令
- シ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ス 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成18年法律第91号）
- セ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）
- ソ 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）
- タ 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）
- チ 東京都指導検査基準（保育所）
- ツ 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- テ 足立区保育扶助要綱
- ト 足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱
- ナ 足立区教育・保育の質ガイドライン
- ニ その他関係法令、条例及び厚生労働省通達等

### (2) 施設設計に関する条件

- ア 認可保育所部分の設計にあたっては、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等関係法令等及び東京都指導検査基準を遵守すること。
- イ 自転車及びベビーカーを使用した園児の送迎に際し、近隣の住民に迷惑にならないよう自転車及びベビーカーの置き場を確保すること。
- ウ 定員に応じた屋外遊戯場を敷地内に確保するよう努めること。敷地内に屋外遊戯場を確保できない場合であっても、プール遊び等ができるプライベートに配慮したスペースを敷地内に必ず確保すること。

- エ 園児の安全対策に十分に考慮し、動線等に留意すること。
- オ 建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和する外観とすること。
- カ 給食の材料搬入や緊急時等に車を利用するため、敷地内に必要な駐車スペースを確保するなどの対策を講じ、近隣地域と交通問題を生じさせないこと。
- キ 建物からの二箇所二方向の避難路だけでなく、敷地から公道に出ることのできる二箇所二方向の避難路を確保すること。その際、避難路の重複に十分に配慮するとともに、最終的な避難位置が同一公道上で無く、少なくとも10m以上はなれた場所となるよう設定すること。
- ク 保育所をショッピングモール等の複合建築物内に設置する場合は、保育所とそれ以外の場所とで電気設備や換気設備等の系統分けをすること。(複合施設の法定点検は通常平日に実施されるが、保育所は平日は休業できず支障が生じる恐れがあるため)

**(3) 施設整備に関する条件**

ア 開発に伴う事前協議

足立区環境整備基準等の内容をよく確認し、関係課への事前協議を遺漏なく行うこと。

イ 建物の構造

建物の構造については、次の事項を考慮のうえ、計画すること。

**【建物の構造の計画に当たって留意すべき事項】**

ア 開設日を厳守する工期で建築できる建物とすること。

イ 施設整備補助を活用した建物の耐用年数以前に保育所を廃止又は建物を除却した場合、補助金の一部を返還していただく可能性がある。

参考：保育所等の耐用年数（平成20年厚生労働省告示第384号）

構造		耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造		47年
れんが造・石造又はブロック造		38年
金属造のもの (鉄骨)	骨格材の肉厚が4mm超	34年
	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	27年
	骨格材の肉厚が3mm以下	19年
木造		22年
木骨モルタル		20年

ウ 施設の設計や工事の実施にあたっては、次の事項について近隣住民に十分に配慮し、区の指示に従うこと。

- (ア) 建物の位置と高さ
- (イ) 出入口の位置と構造
- (ウ) 換気扇の位置と向き
- (エ) 窓等の位置と大きさ

- (オ) 植栽樹木等の管理
  - (カ) 防音対策
  - (キ) 園児の送迎にかかる交通安全対策
  - (ク) 工事車両の搬出入経路
  - (ケ) 工事騒音や振動
- エ 施設整備にあたっては、地域住民に対し説明を行うとともに、意見や要望について誠実に対応すること。
- (ア) 整備・運営事業者として決定後は町会・自治会等地域住民への説明を行うこと。(事業内容の紹介、園舎配置案等の提示)
  - (イ) 工事業者決定後は速やかに近隣住民説明を行うこと。(工事概要の説明)
- オ 整備に伴う施工業者等との契約や物品購入等にあたっては、適正な事務取扱いの徹底を図ること(社会福祉法人においては、平成12年2月17日社援第7号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に定められたとおり経理規程を整備の上、工事業者の入札については、区の指示する方法にて実施すること。その他の事業者についても社会福祉法人に準じること)

#### (4) 運営に関する条件

- ア 協定書の締結  
候補者決定後、提案された事業を確実に実施していただくため、区と候補者との間で施設運営等に関する基本協定を締結する。
- イ 本要項に記載された事項の遵守  
本要項「3 募集施設及び規模等(1) 整備施設及び規模等」に記載された事項を遵守すること。なお、総定員数及び各年齢の定員数、実施する特別保育対策事業等の決定に際しては、区と協議するとともに、区の指示に従うこと。
- ウ 職員配置
- (ア) 足立区保育扶助要綱、法外援護実施要綱で定めた配置基準を満たすこと。
  - (イ) 保育の安定性を図るため、職員構成については年齢及び保育の経験年数のバランスに配慮すること。また、開所時点において、職員の当該法人における勤続年数が平均4年以上となるような体制確保に努めること。また、配置基準を満たすための保育士は常勤保育士で配置するよう努めること。(常勤保育士の定義は、保育所設置認可等事務取扱要綱を参照のこと)
  - (ウ) 園長予定者は東京都の保育所設置認可等事務取扱要綱の基準を満たす者であることを前提とする。そのうえで、専任かつほかの施設と兼務しない者で、認可保育所の園長職又は副園長職(主任保育士)の経験を1年以上有しているか、もしくは、保育実務経験が7年以上あること。
  - (エ) 運営開始後、2年間は園長の交代は行わないこと。また、園長以外の保育士についても定着率向上を図り、継続的配置に努めること。
- エ 保育の質の向上のため、次の外部評価を受けること。
- (ア) 東京都福祉サービス第三者評価を開所後3年間は毎年、それ以降は3年毎に1回以上受審し、評価結果を公表すること。
  - (イ) 区が実施する保育内容等に関する助言指導に対し積極的に協力し、その助言指導に対する改善を図ること。
- オ 足立区教育・保育の質ガイドラインに沿った教育・保育を進めること(足立区

の就学前教育については、別紙5「保育所の運営に関する提案書の作成について」2工を参照のこと。

カ 施設の名称

- (ア)すでに区内や近隣自治体にある既設の保育所と類似する名称、同音異字の名称は避けること。
- (イ)施設の名称の決定にあたっては、区と書面にて協議を行うとともに、区の方針に従うこと。
- (ウ)施設の名称は、4月1日開設の施設は前年の9月1日までに、それ以外の施設は開設の3か月前までに決定すること。

キ 近隣との関係

近隣住民と友好的な関係を保ち、地域福祉の向上に貢献し、地域に開かれた運営を行うこと。

ク 保護者の車両（自転車、ベビーカーは除く）による送迎は、近隣住民への迷惑になることから厳禁とし、入園の前に保護者に十分説明すること。また、場合によっては送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。

ケ 開所後の保育所運営にあたっては、子ども・子育て支援新制度における委託費（施設型給付と利用者負担の合計額）に加え、「足立区保育扶助要綱」「足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱」等に基づく助成を行うが、同扶助要綱及び同実施要綱に基づく助成は区の独自補助であるため、交付された補助金は原則として当該園で指定された目的のために支出されるものであることを理解すること。なお、実績が補助金交付額に満たない場合は返還を命じることがある。また、今後の制度見直し等により、本助成の内容が変更となる可能性があるのであらかじめ承知おくこと。

コ 延長保育料

延長保育料は、下記の足立区立保育園における延長保育料の範囲内で設定すること。（根拠条例：足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例第7条）

	時間帯	世帯区分	1歳以上児	0歳児
延長保育 (月極)	7:00~7:30 (朝延長)	A, B階層	月額 600円	月額 900円
		C, D階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	18:30~19:30 (夕1時間延長)	A, B階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C, D階層	月額 4,000円	月額 6,000円
	18:30~20:30 (夕2時間延長)	A, B階層	月額 2,500円	月額 3,750円
		C, D階層	月額 10,000円	月額 15,000円

補食代を含む。ただし、夕食の提供にあつては1食500円（条例施行規則より）

	時間帯	世帯区分	1歳以上児	0歳児
一時延長 保育(ス	7:00~7:30 (朝延長)	全ての階層	日額 400円	日額 600円

ポット利 用)	18:30~19:30 (夕1時間延長)	日額 800円	日額 1,200円
	18:30~20:30 (夕2時間延長)	日額 2,000円	日額 3,000円

補食代を含む。ただし、夕食の提供にあつては1食500円(条例施行規則より)

#### サ 実費徴収について

制服や体操着など、園指定の衣服を定めて利用者から実費徴収を行わないこと(定める場合はすべて保育園会計で用意すること)。また、下記に示すものについては、足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱に基づき、公定価格に上乗せして区が支払っていると解されるため、すべて保育園会計で準備すること。

例：帽子、連絡帳、製作バッグ、クレヨン、クレパス、粘土、主食代、布団、教材等

極力、実費徴収を伴わない保育所運営を心がけ、やむを得ず実費徴収を行う場合は、区に協議のうえ、承認を得ることとし、区の指導に従うこと。

#### シ 区の待機児童対策への協力について

開設後、空きスペース活用等による定期利用保育など区の待機児童対策に協力するよう努めること。

## 7 公募・審査の流れ(予定)

<平成29年>

9月15日(金曜日) 募集要項発表

<平成30年>

1月26日(金曜日) 応募事前相談シート提出期限

1月31日(水曜日) 応募・申請書(財務資料)提出期限

2月9日(金曜日) 応募・申請書(財務資料以外)提出期限

2月上旬~3月上旬  
財務状況審査  
既存運営施設視察  
書類事前審査

3月以降  
審査会  
事業者及び園長予定者ヒアリング  
(日程は別途連絡します)  
候補者決定

募集期間内に応募がなかった地域は期間を延長して募集します。詳しくは区のホームページをご覧ください。

## 8 応募事前相談シートの提出

本公募への申込みを検討している事業者は、次により応募事前相談シートを提出してください。応募事前相談シートが提出された物件は、調査・現地確認を行い、応募の可否を回答します。応募可と判断された物件については、応募書類の作成に必要な「エントリー記号」を応募事前相談シート提出期限日以降にお知らせします。

応募事前相談シートは、設計会社やコンサルタント会社等、保育事業者以外の事業者でもご提出いただけますが、応募に関する相談や申請書類の提出は、応募資格を有する保育事業者が行ってください。

### (1) 提出書類

応募事前相談シート **別紙1**  
物件案内図

### (2) 提出期限及び提出先

#### ア 提出期限

平成30年1月26日(金曜日)正午

提出に際しては、メールまたはご持参にてお願いします。

#### イ 提出先

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所中央館3階

足立区教育委員会 子ども家庭部 待機児対策室

子ども施設整備課 施設整備推進係

電話 03(3880)5713 直通

FAX 03(3880)5662

メール kodomo-seibi@city.adachi.tokyo.jp

## 9 質疑及び回答

### (1) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質問票**別紙2**」に記載の上、メールにより送付してください。これ以外の方法(電話、訪問等)による質問はご遠慮ください。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください(1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください。)

質問票は、設計会社やコンサルタント会社等、保育事業者以外の事業者でもご提出いただけます。

### (2) 提出期限及び提出先

#### ア 提出期限

平成30年1月26日(金曜日)

#### イ 提出先

メール: kodomo-seibi@city.adachi.tokyo.jp

#### ウ 件名

メールを送付される際には、件名を「(質問)認可保育所公募」に統一してくだ

さい。

### (3) 回答の方法

平成30年1月30日(火曜日)頃を目途に、受け付けた質疑に対する回答書を送信します。回答書は、募集要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとします。

## 10 申請書類の提出

事前相談が行われた物件で本公募への申込みを希望する保育事業者は、以下により「(1) 提出書類等」に定める書類を提出してください。区にこれらの書類を提出した事業者を応募者とします。所定の期間内に申請書類が提出されなかった場合には、応募がなかったものとみなします。また、原則として受付期間内に事前相談が行われていない物件での申込みはできません。

原則として、提出締切日以降の計画内容の変更は受け付けません。ただし、区が必要と認める場合についてはこの限りではありません。

提出書類等の作成にあたり、該当する書類がない場合は、その理由を記載した書類を代わりに提出してください。

### (1) 提出書類等

民設民営による認可保育所整備・運営事業者申請書<sup>別紙3</sup>

「4 応募資格(1)」を満たしていることがわかる書類の写し

都道府県知事が発行する保育所認可証の写しなどを提出する(1園分)。

法人に関する資料

ア 提案内容概略<sup>別紙4</sup>

イ 法人の履歴事項全部証明書(原本・申請日の3か月以内に発行されたもの)

ウ 定款の写し(最新のもの)

エ 応募を決定した理事会・役員会の会議録等(開催していない場合は法人としての意思決定が確認できる書類)

オ 法人の概要・事業経歴(パンフレット等)

カ 運営保育施設一覧

施設種別(認可保育所や認証保育所等)、定員、施設名、施設所在地、開設日を明記すること

キ 法人の事業運営に対する基本的考え方、理念

ワークライフバランス推進企業であれば認定書の写しを添付する。

ク 申請法人の役員名簿

ケ 法人代表者の履歴書

A判かつJIS規格の履歴書を用いること。

コ 園長予定者の履歴書

A判かつJIS規格の履歴書を用い、申請日の3か月以内に撮影した写真を添付すること。また、職歴には勤務した保育施設の種別及び施設名、法人名、園長職・主任保育士などの役職名を明記すること。作成にあたっては<sup>別紙7</sup>を参照のこと。

サ 園長としての要件を満たすことを証明する書類

本募集要項「P8(4)運営に関する条件 ウ 職員配置(ウ)」に定める園長要件を満たすことを確認できる保育士資格証等の写し、在職証明書の写しなどを添付する。

在職証明書については役職名及び常勤・非常勤の種別、1日の勤務時間及び月の勤務日数が明記されているものの原本を添付すること。

シ 園長予定者について（A4判1枚程度に以下の3点をまとめたもの）

- ・ 園長予定者としての自己PR
- ・ 園長予定者として、保育園運営で重視すべきと思うこと
- ・ 園長予定者として、応募保育園で取り組む保育内容

ス 法人の行う保育所を経営する事業以外の社会福祉事業及び公益事業、社会貢献活動の概要（社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業）

建物・その他の設備関係

ア 建物・土地の案内図

最寄駅、施設、遊戯場の位置がわかるもの。最寄駅及び遊戯場からの徒歩での所要時間も表示すること。

イ 建物・土地の全部事項証明書（原本・申請日の3か月以内に発行されたもの）

ウ 建物の配置図（A3判）

エ 建物の平面図（A3判）

設計案の平面図には、保育室、調理室、医務室、トイレ、事務室等の施設・設備、各室の面積（保育室は有効面積及び定員数）が分かるように表示をする。

オ 各保育室から公道までの避難路を記載した平面図（「 」を表示すること。

カ 建築確認申請書、建築確認済証及び検査済証の写し（既存建物の場合）

検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書を添付すること。また必要に応じて、耐震診断結果、建築士の証明書等を添付すること。

キ 開設までのスケジュール

工事のスケジュールだけでなく、建築確認申請や行政による検査、地域住民への説明、開園準備や職員研修など、開園にかかる工程を適切に反映させること。

ク 建物・土地を取得又は貸与を受ける場合、認可保育所として使用できることを証明する資料（賃貸借の覚書等）

保育所の運営に関する提案書（別紙5を参照）

ア 保育所運営方針

イ 保育課程について

ウ 運営施設に対する法人本部の支援体制について

エ 教育・保育について

オ 地域との連携について

カ 特別保育事業について

キ 家庭への情報発信及び保護者との連携について

ク 苦情対応の体制について

ケ 第三者評価制度について

コ 職員採用計画、配置計画及び就労環境について

サ 職員の人材育成及び健康管理について

シ 児童の安全管理について

ス 個人情報保護の取扱いについて

セ 医療機関との連携及び園児の健康管理について

ソ 衛生管理について

タ 給食について  
チ 食物アレルギー児への対応について  
事業者が運営する保育施設全園の直近に受けた指導検査に係わる以下の書類の写し

- ア 指導検査結果通知
- イ 施設指導検査指摘事項
- ウ 指示事項改善状況報告

事業者が運営する認可保育園のうち、指導検査を受けたすべての園の直近の検査結果書類を添付する。ただし、4園以上ある場合は、区担当者が指定する3園分を添付すること。指定する園については区担当者に連絡し、指示を受けること。添付する際は、アイウの書類を園ごとに綴ること

#### 法人の財務に関する資料

グループ企業の場合、設置者単独のもののみを提出する。

社会福祉法人及び学校法人については、ケ・コは不要。ただし収益事業を行っている場合はコを提出する。

#### ア 資金計画書

イ 当該保育所の今後5年間の収支計画書（別紙6を参照）

#### ウ 直近3年間の決算報告書

監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を添付する。

#### エ 販売費及び一般管理費内訳書（ウに含まれていない場合）

#### オ 確定申告書の写し

ウの決算報告書に対応する法人税申告書、地方法人税申告書

#### カ 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書（別紙6を参照）

#### キ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画（別紙6を参照）

#### ク 残高証明書（原本・法人全体のもの）

平成30年1月15日現在のもの

#### ケ 納税証明書（原本・市町村及び都税・県税事務所が発行するもの）

直近3年間の決算報告書に対応するもの

東京23区内の事業者は、市町村が発行するものは不要。都税事務所の発行する「法人事業税・特別税」及び「法人都民税」を提出すること。

#### コ 納税証明書（原本・税務署が発行するもの）

直近3年間の決算報告書に対応するもの

その1（法人税の納税額等の証明）、その2（所得金額の証明）、その3の3

（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明）

その4（滞納処分を受けたことがないことの証明）

## （2）申請書類の作成方法・提出部数

### 作成方法

「保育所の運営に関する提案書の作成について別紙5」を参照

提出部数

ア 提案書(正本)1部...(1) から の全部。原本の指定があるものは原本を添付すること

イ 提案書(副本)10部...(1) から までの全部及び アイウエカキ。事業者名や保育園名など、事業者を特定できる部分を黒塗り等で消したもの

ウ 財務資料1部...(1) のみ。事業者名や保育園名など、事業者を特定できる部分を黒塗り等で消したもの

エ 資料編(正本)1部...「保育所の運営に関する提案書の作成について別紙5」にて資料編に添付するよう指示のあったもの

オ 資料編(副本)10部...「保育所の運営に関する提案書の作成について別紙5」にて資料編に添付するよう指示のあったもので、事業者名や保育園名など、事業者を特定できる部分を黒塗り等で消したもの

「イ 提案書(副本)10部」「オ 資料編(副本)10部」については、提出期限までにご提出いただくのは各1部で結構です。区で消し込み等が正しく行われていることを確認したうえで、残りの9部をご提出いただきます。9部の印刷につきましては、区の確認結果を受けてから行うようお願いします。

### (3) 提出期限及び提出先

ア 提出期限

財務資料1部...平成30年1月31日(水曜日)正午まで

財務資料以外...平成30年2月9日(金曜日)午前11時まで

提出に際しては、電話予約の上、ご来庁ください。なお、郵送の場合は、上記日時必着となります。

イ 提出先

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所中央館3階

足立区教育委員会 子ども家庭部 待機児対策室

子ども施設整備課 施設整備推進係

電話 03(3880)5713 直通

FAX 03(3880)5662

## 1.1 候補者の選定方法

### (1) 候補者の決定方法

候補者は、審査会の審査を経て決定します。審査項目ごとに採点し、合計得点に区内事業者に対する加点、ワークライフバランス推進企業に対する加点を行った得点を最終得点とします。最終得点の得点率が6割を超え、最も高い得点の事業者を候補者として選定します。

なお、審査の結果、得点率が6割を超える事業者がない場合や、6割は超えたが保育所を運営する事業者としては不適切であると判断した場合は、候補者なし

とする場合があります。また、候補者が事業の実施が困難となった場合は、再度審査会を開き、改めて候補者の選定を行う場合があります。

## (2) 審査項目

### ア 開設保育所

提案場所の立地、保育所の機能性・安全性、開設スケジュールを評価します。

### イ 保育所運営能力・提案内容

提出書類の審査に加え、審査会において事業者へのヒアリングを行い、総合的に評価します。

### ウ 行政からの指導に対する法人の姿勢

指導検査に係わる書類について、重大な指摘はないか、指摘に対して適切な対処を講じているかを評価します。

### エ 園長予定者の適性

園長予定者の履歴書、園長予定者についての提案を参考にヒアリングを実施し、適性を評価します。

### オ 既存運営施設実地調査

審査会に先立ち、既存運営施設の実地調査を行い、提出書類との整合性や保育所保育指針、指導基準に基づいた保育所運営がなされているか評価します。

### カ 財務診断による経営の安定性

専門家により決算資料の財務診断を実施し、公共的事業を請け負う経営の安定性があるかを評価します。

### キ 加点項目

区内経済活性化に寄与し、区内における雇用が確保されるかの視点から、区内事業者およびワークライフバランス推進企業への加点を行います。

以下の区内事業者に対して総得点に加点割合を乗じた加点を行います。

要件	加点割合(%)
区内に主たる本部があり、区内に認可保育所、認定こども園 又は東京都認証保育所がある場合	5
区内に従たる支部があり、区内に認可保育所、認定こども園 又は東京都認証保育所がある場合	3

「区内に主たる本部があり」とは、主たる事務所等が区内で登記されている場合とします。「区内に従たる支部があり」とは、従たる事務所等が区内で登記されている場合とします。

ワークライフバランス推進企業に対して総得点の2%を乗じた加点を行います。

## (3) 審査結果の通知

審査の結果は、審査会終了後に文書で通知します。

## (4) 候補者の公表

候補者として決定した事業者のみ法人名と評価を公表し、その他の事業者につ

いては評価のみ公表します。

## 1 2 その他

### ( 1 ) 追加資料の提出

審査・選定に際し、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。

### ( 2 ) 園長予定者

園長予定者未定の場合は応募できません。また、提案が採用された後の園長予定者の変更は原則として認めません。

園長予定者が別の保育施設の園長予定者として内定している場合、別の公募に園長予定者として応募中である場合、もしくは別の公募に園長予定者として応募を予定している場合は、本件公募への応募は不可とします。

### ( 3 ) 応募者が運営する同一又は類似施設の実地調査

区が必要と認める場合は、応募者が運営する同一又は類似施設等の実地調査を行います。調査施設及び調査時期は区から連絡します。

### ( 4 ) 知的財産権等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、候補者の選定の公表や区議会への報告等必要な場合には、事業者の概要（資本金、事業概要、役員等）、保育所運営方針及び収支計画の概要（保育料、補助金等の収入及び人件費、管理費、事業費等の支出）など応募書類の内容を区は無償で使用できるものとしますので、あらかじめご了承ください。なお、応募書類は原則として返却いたしません。本要項に定める提出書類以外のものが提出された場合には、当該書類を返却する場合があります。

### ( 5 ) 情報の公開

足立区情報公開条例に基づき対応します。事業者の提案内容については、個人情報を除いて公開ができるものとします。なお、事業者等の利益を明らかに損なうと認められるものは非開示情報とすることができるものとします。

### ( 6 ) 応募者名の公表

申請書類を受付後、応募者名を公表します。（ただし、応募者が3者以上の場合に限ります。）

### ( 7 ) 審査委員との接触の禁止

審査会の審査委員に対して、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には選定結果及び候補者の決定を取り消します。

### ( 8 ) 事実相反

提出書類の内容に事実と反する記載があった場合及び募集要項に定める条件を遵守しない場合は、候補者の決定を取り消すことがあります。

### ( 9 ) 応募にかかる費用負担

本公募への応募にかかる費用は、計画書の提出・未提出、提出した計画の採用・不採用に関係なく、一切を応募者の負担とします。

### ( 1 0 ) 認可申請

計画が採用され、区が東京都に協議を行ったとしても、認可されることを約束するものではありません。東京都への認可申請後、都の審議会でも認可されなかった場合等に生じた損害については、区は一切の責任を負いません。

### ( 1 1 ) 開園後の立入確認

本件公募により開園された保育所には、開園から当面の間、区による立入確認を毎月行う予定ですので、あらかじめご理解のうえご応募ください。

### 1 3 問い合わせ先及び書類の提出先

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所中央館3階

足立区教育委員会 子ども家庭部 待機児対策室

子ども施設整備課 施設整備推進係

電話 03(3880)5713 直通

FAX 03(3880)5662

メール [kodomo-seibi@city.adachi.tokyo.jp](mailto:kodomo-seibi@city.adachi.tokyo.jp)